

2023 年度 広島経済大学大学院 科目等履修生募集要項

1 出願資格

本学大学院の科目等履修生に志願できる者は、次のいずれかに該当するものとします。

【博士課程 前期課程】

1. 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、又は 2023 年 3 月までに卒業見込みの者。
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は 2023 年 3 月までに授与される見込みの者。
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は 2023 年 3 月までに修了見込みの者。
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は 2023 年 3 月までに修了見込みの者。
5. 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、又は 2023 年 3 月までに修了見込みの者。
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の規定により指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、又は 2023 年 3 月までに授与される見込みの者。
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、又は 2023 年 3 月までに修了見込みの者。
8. 文部科学大臣の指定した者。
9. 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。
10. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者、及び 2023 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの。

【博士課程 後期課程】

1. 修士の学位を有する者、又は 2023 年 3 月までに取得見込みの者。
2. 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者、又は 2023 年 3 月までに取得見込みの者。
3. 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は 2023 年 3 月までに授与される見込みの者。
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は 2023 年 3 月までに授与される見込みの者。
5. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、又は 2023 年 3 月までに授与される見込みの者。
6. 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、又は 2023 年 3 月までに授与

される見込みの者。

7. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、又は 2023 年 3 月までに認められる見込みの者
8. 文部科学大臣の指定した者
9. 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者、及び 2023 年 3 月 31 日までに 24 歳に達するもの。

【外国人の出願に関する注意事項】

本学の科目等履修生を根拠とする在留資格は、取得できません。

2 履修できる科目

- 履修できる科目：原則、2023 年度に開講される科目

3 履修期間

- 履修期間：2023 年 4 月 1 日（土）～ 2024 年 3 月 31 日（日）

4 出願手続

- 出願期間：2023 年 2 月 8 日（水）～2023 年 2 月 14 日（火）【締切日消印有効】

- 出願書類：出願期間内に次の書類を教務課宛に郵送又は持参してください。

※持参される場合の受付時間：9：00～16：00

1. 大学院科目等履修生許可願
2. 最終出身学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書
3. 検定料納付確認票（検定料振込依頼書の領収書のコピー貼付）
4. その他本学が必要とする書類

※前年度に引き続き出願する者は、「2. 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書」の提出は不要です。

- 検定料：5,000 円

所定の振込用紙で最寄りの金融機関から、出願期間内に振り込んでください。なお、本学の窓口や郵送による納付は受け付けません。

※振り込んだ際の検定料領収書を、検定料納付確認票に貼付して提出してください。

- 出願書類・振込用紙の入手方法

2023 年 1 月 10 日（火）以降教務課窓口にて配布します。郵送を希望される方は、教務課まで連絡してください。（ただし、土日祝日を除く）

- 手続に関する注意：提出された出願書類及び納入された検定料の返還はできません。

5 選考

- 選考方法：出願書類の内容審査及び口述試験
※前年度に引き続き出願する者は、口述試験を免除します。
- 口述試験：2023年3月1日（水）10：00～

6 選考結果通知

選考結果は、文書で通知します。電話での問い合わせは受け付けません。

- 発送日：2023年3月9日（木）※都合により日程が前後する場合があります。

7 在籍手続

- 手続期間：2023年3月10日（金）～2023年3月17日（金）【締切日消印有効】
- 提出書類：合格者には、「大学院科目等履修生許可書」と一緒に在籍手続に必要な次の書類を送付しますので、手続期間内に教務課宛に郵送又は持参してください。
※持参される場合の受付時間：9：00～16：00（ただし、3月16日（木）（学位記授与式）及び土日祝日を除く）
 1. 新入学生登録票
 2. 誓約書（保証人連署）
 3. 保健調査票
 4. 教職課程登録届（教職課程登録者のみ）
- 在籍登録料・科目履修料振込
合格者は、「大学院科目等履修生許可書」と一緒に送付の「学費振込依頼書」により、在籍登録料及び科目履修料を、手続期間中に最寄りの金融機関で納入してください。なお、本学の窓口や郵送による納付は受け付けません。
在籍登録料・・・14,000円
科目履修料・・・1単位につき20,000円
※本学大学院を修了した者、本学学部を卒業した者、前年度に引き続き出願する者は、在籍登録料を免除します。
- 手続に関する注意
 1. 手続期間中に書類の提出がない場合又は手続期間中に在籍登録料・科目履修料の振込がない場合は、履修の許可を取り消します。
 2. 在籍手続を完了した者で、2023年3月31日（金）【当日消印有効】までに辞退届を提出した場合は、科目履修料を返還します。期日を過ぎて辞退した場合は、返還できませんので、ご注意ください。
※提出書類及び在籍登録料の返還はできません。

出願にあたって、お知らせいただく個人情報は、以下の目的以外には使用しません。

1. 選考の運営
2. 合否結果通知及び合格者には在籍書類送付
3. 在籍手続に関する事
4. 各種統計・調査
5. その他、選考に関する事

なお、広島経済大学個人情報保護方針は以下のとおりです。

学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護方針

学校法人石田学園広島経済大学（以下「本学」という。）は、個人の人権を尊重する立場から、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

1. 本学は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。また、学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護規程を定め、個人情報の保護方針を着実に実行し、維持するとともに継続的な改善に努めます。
2. 本学は、個人情報保護に関する管理体制を確立するとともに、学校法人石田学園広島経済大学個人情報保護規程を教職員及びその他の関係者に周知し、その遵守徹底に努めます。
3. 本学は、個人情報を個人情報の主体である本人（以下「本人」という。）に明示、通知又は公表した利用目的の範囲内で取り扱います。また、本学は、個人情報を本人の同意がある場合又は正当な理由がある場合を除き、第三者に開示又は提供しません。
4. 本学は、個人データを正確かつ最新の状態に保つとともに、個人データへの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の予防に努めます。
5. 本学は、本人からの情報開示及び訂正等の申し出には、合理的な期間及び妥当な範囲において誠実かつ迅速に対応します。

【個人情報保護に関する問合せ先】

広島経済大学 総務部総務課 TEL (082) 871-1000

<問い合わせ先>

広島経済大学 学務センター 教務課
〒731-0192 広島市安佐南区祇園五丁目 37 番 1 号
TEL (082) 871-1001